

公調委平成21年（ゲ）第8号

神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

## 裁 定

(当事者の表示省略)

## 主 文

本件裁定申請を棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 申請人

申請人の睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り及び耳鳴りがひどいときの吐き気の各健康被害は、被申請人が申請人宅の隣地に設置した冷凍庫冷却用の機械の稼働に伴って発生させた騒音、低周波音及び振動が原因である、との原因裁定を求める。

#### 2 被申請人

主文と同旨

### 第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人の睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り及び耳鳴りがひどいときの吐き気の各健康被害は、被申請人が申請人宅の隣地に設置した冷凍庫冷却用の機械の稼働に伴って発生させた騒音、低周波音及び振動が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求める事案である。

### 第3 前提事実

#### 1 当事者

申請人は、肩書地に居住する者である。

被申請人は、申請人宅の隣地に居住し、「〇〇商店」の屋号で氷雪業を営む者である。X（以下「X」という。）は、被申請人の子であり、被申請人が営む氷雪業の業務に従事する者である。

## 2 申請人宅及び冷凍庫冷却用の機械の概要

(1) 申請人宅は、別紙図面のとおり、被申請人住居兼店舗（以下、単に「被申請人店舗」という。）と隣接しており、申請人宅敷地と被申請人店舗敷地の境界にブロック塀（以下「境界塀」という。）がある。

(2) 被申請人は、別紙図面のとおり、境界塀から1.2m離れた被申請人店舗敷地内に、氷を貯蔵する冷凍庫（以下「本件冷凍庫」という。）を所有しており、本件冷凍庫の屋内及び屋外に、それぞれ本件冷凍庫内を冷却させるための機械を設置し（以下、本件冷凍庫の屋内に設置された機械を「本件屋内機械」と、本件冷凍庫の屋外に設置された機械を「本件屋外機械」とそれぞれいい、本件屋内機械及び本件屋外機械を併せて「本件各機械」という。）、定常的に稼働させている。

本件屋外機械は、同図面のとおり、申請人宅2階6畳間の西側窓から約8mの場所にある。

## 3 当裁定委員会による事実の調査

当裁定委員会は、公害等調整委員会の事務局職員により、平成21年12月4日、以下のとおり、騒音、低周波音及び振動の測定及び分析を内容とする事実の調査（以下「本件測定調査」という。）を行った。

### (1) 測定について

#### ア 測定時間

午後3時10分～午後4時10分

#### イ 測定点及び測定項目

被申請人店舗敷地内の本件屋外機械前0.8m、地面からの高さ0.7mの地

点（別紙図面「A」記載の地点）を測定点A，本件屋外機械から5.5mの申請人側敷地境界の地点（同図面「B」記載の地点）を測定点B，申請人宅2階8畳間の床面からの高さ0.6mの地点（同図面「C」記載の地点）を測定点C，申請人宅1階台所の床面からの高さ1.4mの地点（同図面「D」記載の地点）を測定点Dとし，上記各測定点（ただし，測定点Bについては地面からの高さ1.9mの地点）で騒音及び低周波音を，測定点B（地面上）で振動を測定した。

#### ウ 測定条件の設定

本件屋外機械の稼働・停止，申請人宅1階及び2階の窓の開・閉により，以下のとおりの測定条件を設定し，いずれの測定条件下においても，各15分間，連続的に全測定点同時に記録を行った。

- (ア) パターン① 本件屋外機械－停止 申請人宅1階・2階の窓－開
- (イ) パターン② 本件屋外機械－稼働 申請人宅1階・2階の窓－開
- (ウ) パターン③ 本件屋外機械－停止 申請人宅1階・2階の窓－閉
- (エ) パターン④ 本件屋外機械－稼働 申請人宅1階・2階の窓－閉

#### (2) 分析について

上記(1)ウ(ア)～(エ)のとおりの各パターンにより測定した記録について，暗騒音などの影響をできる限り排除し，解析に適していると判断される時間帯をそれぞれ30秒間選定し，騒音については中心周波数を25Hz～10kHzとして1/3オクターブバンド周波数分析及び等価騒音レベル0A値の算出，低周波音については中心周波数を1～500Hzとして1/3オクターブバンド周波数分析及び等価音圧レベル及びG特性音圧レベルの算出，振動については中心周波数を1～80Hzとして等価振動レベルの算出をそれぞれ行った。

### 第4 争点及びこれについての当事者の主張

#### 1 被申請人が騒音，低周波音及び振動を発生させたか（争点1）

##### (1) 申請人の主張

被申請人は、定常的に本件各機械を稼働させて、平成20年9月以降、騒音（以下「本件騒音」という。）、低周波音（以下「本件低周波音」という。）及び振動（以下「本件振動」といい、本件騒音及び本件低周波音と併せて「本件騒音等」という。）を発生させた。

ア 本件各機械の設置及び稼働状況について

(7) 被申請人は、10年以上前から、申請人宅敷地から2mも離れていない被申請人店舗敷地内の至近距離に、鉄の塊のような長さ30cm程度の横長の円筒形のモーター、高さの異なる3つの計器及び配管のような部品が組み合わさったコンプレッサーである本件屋外機械（呼称出力は、1.7kW、2.2kW又は2.3kWのいずれかである。）1台を、本件冷凍庫内にユニットクーラーである本件屋内機械1台をそれぞれ設置し、稼働させた。

被申請人は、本件屋外機械（コンプレッサー）の冷却能力が、使用耐久年数である10年を超えて毎日間断なく稼働させて過剰な負荷をかけたことにより半減していること、本件冷凍庫の保冷能力が、構築後60年弱の経過により低下していることから、出力設定を「強」にしたり、フロン等冷媒の噴出量を調整して多くなるようにしたまま、本件屋外機械（コンプレッサー）を一定の出力で稼働させた。被申請人は、平成21年7月28日から同年12月4日までの間のいずれかのときに、本件屋外機械の一部であるモーター又はコンデンサーを取り替えたか、又は全体を別の機械に取り替え、引き続き稼働させた。

また、被申請人は、本件屋内機械を、変則的に動かしたり、止めたりして稼働させた。

(1) この点、被申請人は、本件屋外機械（コンプレッサー）が三洋電機株式会社製UF-20、呼称出力1.5kWの室外機であり、本件屋内機械がタカギ冷機株式会社製RM-330SHであると主張する。しかし、本件屋外機械（コンプレッサー）は、上記のとおり形状のコンプレッサーであって室外

機ではなく、三洋電機株式会社製UF-20（乙2）とは異なる。また、本件屋内機械は、タカギ冷機株式会社のパンフレットに記載があるRM-330SHと色が異なることから、タカギ冷機株式会社製RM-330SHではない。

イ 本件騒音等の発生及び具体的な状況について

(ア) 本件騒音等の発生

申請人は、平成20年9月過ぎの午後10時ころ、申請人宅2階6畳間のドアガラスがカタカタと音が鳴ったのを感知してから、本件騒音等が気になるようになった。その後、申請人は、本件騒音の音程が徐々に高くなってくるとともに、申請人宅の壁越しに本件騒音を感知し、申請人宅1階の本件各機械に近いドアから1日に数回音が鳴るのを感知したほか、申請人宅の床からジーンと本件振動を感知した。

本件騒音等は、平成20年10月以降、毎日午前2時ころまで発生していたが、平成21年6月26日午後6時過ぎころ、同年7月16日午後1時ころ及び同年10月10日午後8時20分ころの合計3回、Xが本件屋外機械（コンプレッサー）のトラブルによりモーターのスイッチを切って異常に高い音を発生させる度に継続時間が長くなり、同年11月ころには、1日中絶え間なく発生するようになった。一方、本件騒音等は、被申請人店舗に家人が居ないときには発生しない。

(イ) 本件騒音等の具体的な状況

a 本件騒音及び本件低周波音

本件騒音及び本件低周波音の音程や音量は時間によって変化し、その変化がある時間帯は日によって異なり、例えば、Xが氷を仕入れに行く日や、小見川や神栖の花火大会、お盆の3日間、運動会等の行事がある日の前日の夜半から本件騒音及び本件低周波音の音程が高くなる。

申請人は、本件騒音及び本件低周波音を、申請人宅のどの場所でも

感知し、申請人宅2階8畳間及び1階寝室で最も強く感知する。また、申請人は、申請人宅内で横たわった際、本件騒音を頭の下や耳の周辺からの音として体感する。

本件屋内機械の稼働音は、水のような音を含み、申請人や申請人の夫が本件屋内機械に近づくと、急に「ド、ド、ド」という音に変わる。また、本件屋内機械が冷却を始めると、申請人宅内において、冷蔵庫の冷凍室ファンが回り始め、シャワーの温度が低くなり、こたつの音も高くなる。

平成20年10月ころ、被申請人が本件屋外機械（コンプレッサー）の囲いに戸板を立て掛けた際、本件騒音及び本件低周波音の音量が小さくなったものの、音質がこもった様になった。また、被申請人が本件屋外機械（コンプレッサー）の囲いに発泡スチロール状の板を立て掛けた直後のみ、本件騒音及び本件低周波音の音量が小さくなった。

#### b 本件振動

本件振動は、本件騒音の音程が異常に高いとき、本件屋内機械が冷却を始めるとき及び申請人において耳鳴りのような状態が耳への圧迫感へ変わるときに発生する。申請人宅では、申請人が本件振動を体感する前に「パキ、パキ」と音が鳴り出す。

本件振動により、申請人宅内のドアや壁が振動し、その結果、申請人宅のトイレ、風呂場等のタイルやクロスに亀裂が入ったり、段差が生じたりした。また、本件振動は、変則的であり、発生時間帯や継続時間は一定ではない。

#### ウ 本件測定調査の結果について

本件測定調査の実施時においては、①公害等調整委員会の事務局職員が本件屋内機械のスイッチのオン・オフのほか、本件屋内機械からのファンの音及び冷風の発生を確認していないこと、②本件測定調査の実施前に申

請人が本件冷凍庫内に立ち入った際、本件屋内機械からファンの音及び冷風の発生を感じなかったこと、③申請人及び本件測定調査に立ち会った申請人の夫が本件冷凍庫内の温度計を確認していないこと、仮に本件冷凍庫内の温度が $-15^{\circ}\text{C}$ であったとしても、本件測定調査開始までの本件屋内機械の稼働により冷却されたものである可能性があること、④本件測定調査の結果は本件屋外機械を製作した三洋電機株式会社の測定結果よりも低い数値となっていること、⑤本件屋内機械から発生する騒音は変則的であるところ、申請人が本件測定調査の実施時において体感した騒音は一定であり、静かであったことからすると、本件測定調査の実施時において、本件屋内機械は稼働しておらず、本件測定調査においては、本件屋内機械の稼働に伴う本件騒音等は測定されていない。

以上のことから、申請人は、本件測定調査の結果を認めることができない。

## (2) 被申請人の認否及び反論

被申請人は、本件各機械を定常的に稼働させているが、申請人に健康被害が生じるような相当程度の本件騒音等を発生させたことはない。

### ア 本件各機械の設置及び稼働状況について

被申請人は、被申請人店舗敷地内の屋外に、三洋電機株式会社製「コンデンシングユニット」(型式：UF-20、呼称出力：1.5kW)である本件屋外機械を、また本件冷凍庫内において、タカギ冷機株式会社製「ユニットクーラー」(型式：RM-330SH)である本件屋内機械をそれぞれ設置し、定常的に稼働させている。

本件冷凍庫及び本件屋外機械には異常な箇所はない。また、本件冷凍庫の外に、本件冷凍庫内の温度調節のためのダイヤル式機器が附属し、本件冷凍庫内の温度が設定温度に達した場合に本件各機械の運転を停止させ、本件冷凍庫内の温度が運転停止時の温度よりも上がると運転を再開する機

能をもっているが、本件各機械は、本件屋外機械が霜取り運転において静止したような状態になる時間（1日2回、午前8時と午後8時の各30分間。ただし平成21年1月20日ころまでは、午前零時、午前6時、午後零時、午後6時の1日4回）を除いて、一定速の運転を継続しており、本件冷凍庫内外の温度変化などにより出力が上下したり、冷媒の噴出量が変わったりすることはない。

イ 本件騒音等の発生及び具体的な状況について

(ア) 本件騒音等の発生

神栖市職員は、平成21年1月19日、被申請人への事前の連絡なしに、申請人宅及び被申請人店舗を訪問したが、申請人が主張するような、ドアガラスがカタカタと鳴る等の現象を実際に感知せず、他の第三者も本件騒音等を感知したことはない。

また、申請人は、平成21年6月26日、同年7月16日及び同年10月10日の合計3回、Xが本件屋外機械のトラブルでスイッチを切って異常に高い音を発生させる度に本件騒音等の継続時間が長くなったと主張するが、これらの日に本件屋外機械にトラブルは発生しておらず、仮にこれらの日に本件屋外機械又は本件冷凍庫の清掃のために本件屋外機械の稼働を止めたことがあったとしても、これに伴い異常に高い音が発生したり、本件騒音等の継続時間が長くなったことはない。

さらに、被申請人店舗における家人の在・不在は、本件騒音等の発生と関係がない。

(イ) 本件騒音等の具体的な状況

a 本件騒音及び本件低周波音

被申請人は、前記アのとおり、定常的に一定の出力で本件各機械を稼働させており、氷の仕入れ及び行事の有無により、本件騒音及び本件低周波音の音程や音量が変化することはない。



被申請人は、申請人や申請人の家族、対応に苦慮していた神栖市役所職員などへの配慮等から、平成21年1月10日ころ、本件屋外機械の囲いに戸板を立て掛け、さらに、同年5月19日ころから同年7月末ころまでの間、本件屋外機械の囲いの申請人宅側側面2面と上面の合計3面に、厚さ5cmの発泡スチロール状の板を立て掛けた。しかし、これらの措置によって、これまでと異質の音や振動が発生したことはない。

なお、被申請人は、上記各措置のほか、本件各機械から大きな音や異常音が発生していないか、本件屋外機械の背部にあるフィンに目詰まりがないか等に注意を向けたほか、本件振動を軽減させるために、平成21年1月20日、幅10cm程度の板状のゴムを本件屋外機械と土台との間に設置し、同年2月26日、本件屋外機械の囲いの上部にレンガ状の重しを設置するなどの措置を講じた。

#### b 本件振動

申請人の主張を争う。

#### ウ 本件測定調査の結果について

本件測定調査では、申請人の健康被害を生じさせるような本件騒音等は測定されておらず、この結果によれば、申請人の主張に理由がないのは明らかである。

### 2 申請人の健康被害の有無及び本件騒音等との因果関係の有無（争点2）

#### (1) 申請人の主張

本件騒音等により、申請人には、睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り及び耳鳴り症状がひどいときの吐き気の各症状が発生し、申請人は、平成20年11月ころから、日常生活に支障が出始め、薬を服用するようになった。

#### (2) 被申請人の認否及び反論

申請人に上記各症状が発生したことは知らない。

仮に、申請人において上記各症状が発生したとしても、それはさまざまな原因で生じる症状であり、本件騒音等の発生との間に因果関係はない。

## 第5 当裁定委員会の判断

### 1 争点1（被申請人が騒音、低周波音及び振動を発生させたか）について

- (1) 前記前提事実2(1)、証拠（乙1、参考人X）、本件測定調査の結果及び審問の全趣旨によれば、被申請人が、境界塀から1.2mの場所に設置した本件冷凍庫の内部に本件屋内機械を、本件冷凍庫の屋外の申請人宅2階8畳間の西側窓から約8mの場所に本件屋外機械をそれぞれ設置し、定常的に稼働させていること、被申請人が季節を問わず常に本件各機械の設定温度をその下限である $-40^{\circ}\text{C}$ としているにもかかわらず、本件冷凍庫の内部は厳冬期においても $-15^{\circ}\text{C}$ 程度であり、設定温度である $-40^{\circ}\text{C}$ に達することはなく、本件各機械は、1日2回（平成21年1月20日ころ以前は4回）、1回約30分の霜取り運転時に本件屋外機械が停止する時を除いて、全能力で稼働していることが認められる。これらの事実からすると、被申請人は、申請人宅に近接した場所において、本件各機械を定常的に全能力で稼働させていることが認められる。

また、本件測定調査における騒音及び低周波音の1/3オクターブバンド周波数分析結果によれば、本件屋外機械を稼働させたパターン②及びパターン④における本件屋外機械前の測定点A及び敷地境界の測定点Bでは、広い周波数範囲で音圧レベルが上昇し、50Hz、100Hz及び160Hzの各バンドに卓越成分があることが認められる。そして、本件屋外機械を稼働させたパターン②（申請人宅1階・2階の窓－開）における申請人宅内の測定点C及び測定点Dでは、本件屋外機械を停止させたパターン①（申請人宅1階・2階の窓－開）と比較して、概ね50Hz～1kHzの周波数帯の各バンドで2～5dB程度音圧レベルが上昇し、卓越成分である50Hz、100Hz及び160Hzの各バンドでも音圧レベルが上昇したこと、また、本件屋外機械を稼働させたパターン④（申請人宅

1階・2階の窓一閉)では、本件屋外機械を停止させたパターン③(申請人宅1階・2階の窓一閉)と比較して、申請人宅内の測定点Dにおいておおむね50Hz～2kHzの周波数帯の各バンドで2～4dB程度、申請人宅内の測定点Cで卓越成分である50Hzバンドで2dB程度、それぞれ音圧レベルが上昇したことが認められる。よって、本件屋外機械が稼働すれば、申請人宅内の各測定点での音圧レベルが上昇すること及び本件屋外機械前及び敷地境界の各測定点での周波数特性が申請人宅内の各測定点での周波数特性と一応対応することがそれぞれ認められる。

以上からすると、被申請人が、本件各機械を定常的に全能力で稼働させることにより、一定の本件騒音及び本件低周波音が発生し、これらが申請人宅内に伝搬していたことが認められる。

- (2) 次に、本件騒音等の程度について、申請人が自ら又は第三者に委託して申請人宅で低周波音及び振動を測定し、分析した結果(甲2の2, 甲6)並びに本件測定調査の結果について検討する。

ア 本件低周波音について

- (ア) まず、申請人が、平成21年8月14日～同月16日、申請人宅2階で測定した低周波音のレベルレコーダーチャート(甲2の2)は、これについての説明(甲2の1)によっても、平坦特性音圧レベルを示すものなのか、G特性音圧レベルを示すものなのかは明らかではない。環境省作成に係る「低周波音問題対応の手引書」(以下、単に「手引書」という。)において、G特性音圧レベルで92dB以上であれば、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられるとされているところ、仮に前記レベルレコーダーチャートがG特性音圧レベルを示すものであるとしても、「No1」と記載のある平成21年8月14日午前10時32分～同日午前10時39分、「No2」と記載のある同日午後11時40分～同月15日午前零時2分及び「No3」と記載のある同日午前7時43分～同日午前7時54分では、いずれも

80dB前後、「No4」と記載のある同月16日午前4時20分～同日午前5時16分では70dB～80dBの間、「霜取り時」・「No5」と記載がある同日午前7時53分～同日午前8時15分、同日午前8時55分～同日午前9時及び「No6」と記載のある同日午前9時7分～同日午前9時16分ではいずれもおおむね80dB前後の音圧レベルであったに過ぎず、前記のとおり、手引書において20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられるとされる92dBを大きく下回ったことが認められる。

- (イ) さらに、申請人が、平成21年10月28日～同月29日、申請人宅2階で窓を閉めた状態で1～80Hzの低周波音を測定し、第三者に委託して1/3オクターブバンド周波数分析をした結果によれば、40Hz以下の周波数帯域において、最小可聴域（IS0226）を大きく下回ったことが認められる（甲6、申請人本人）。また、50Hz以上の周波数帯域についても、63Hz及び80Hzにおいて、手引書において心身に係る苦情の可能性があるとされる参照値（63Hzでは47dB、80Hzでは41dB）を下回ったことが認められる（甲6）。

この点、50Hzにおいて、本件屋外機械が霜取り運転により停止する午後8時の直前の同月28日午後7時43分ころ～同日午後7時55分ころにかけて、前記参照値（52dB）をわずかに超える音圧レベルが測定されたことが認められる（甲6、審問の全趣旨）。しかしながら、かかる音圧レベルが測定されたのは、上記時間に限られるのであり、本件証拠を精査しても、毎日同時間、前記のような音圧レベルの50Hzの低周波音を暴露したことにより健康被害が生じることを示す証拠はない。

- (ウ) 加えて、本件測定調査における低周波音の1/3オクターブバンド周波数分析結果（1～80Hzバンド）によれば、本件屋外機械を稼働させたパターン②（申請人宅1階・2階の窓－開）及びパターン④（申請人宅1階・2階の窓－閉）において、申請人宅内の測定点C及び測定点Dで、40

Hz以下の周波数帯域で最小可聴域（IS0226）を大きく下回ったことが認められる。また、本件屋外機械を稼働させた場合における申請人宅内の測定点C及び測定点Dでの50Hz、63Hz、80Hzの各バンドの音圧レベルは、測定点Cのパターン②で46dB、35dB、33dB（上記各バンドの順、以下同じ。）、パターン④で46dB、34dB、33dB、測定点Dのパターン②で45dB、34dB、33dB、パターン④で45dB、33dB、33dBの結果となり、手引書において心身に係る苦情の可能性があるとされる前記(イ)の参照値及び平均的な人の50%が「気になる」と感じる音圧レベルである「音が気になる－気にならない(50%値)」の評価値（中村ほか「低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究」昭和55年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究）である59.5dB、53.6dB、48.0dBをいずれも下回ったことが認められる。

さらに、申請人宅内の測定点C及び測定点DにおけるG特性音圧レベルの最高値は、64dB（測定点Cのパターン②）であったのであり、手引書において20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられるとされる前記(ア)の評価値G特性音圧レベルで92dBを大きく下回ったことが認められる。

#### イ 本件騒音について

本件測定調査における騒音レベル $L_{Aeq}$ を検討すると、本件屋外機械を稼働させたパターン②及びパターン④における敷地境界の測定点Bでは、いずれも48dBであったことが認められ、申請人宅及び被申請人店舗が存する地域の環境基準（昼間60dB以下、夜間50dB以下）を下回ったことが認められる。また、本件測定調査における1/3オクターブバンド周波数分析結果によれば、本件屋外機械を稼働させた場合における申請人宅内の測定点C及び測定点Dでの100Hz、125Hz、160Hz、200Hzの各バンドの音圧レベルは、測定点Cのパターン②で36dB、31dB、31dB、25dB（上記各バンドの順、以

下同じ。)、パターン④で34dB, 30dB, 26dB, 19dB, 測定点Dのパターン②で35dB, 26dB, 25dB, 24dB, パターン④で34dB, 26dB, 26dB, 23dBとなり、平均的な人の50%が「気になる」と感じる音圧レベルである前記ア(ウ)の「音が気になる一気にならない(50%値)」の評価値45.0dB, 43.0dB, 40.0dB, 37.5dBをいずれも大きく下回ったことが認められる。

#### ウ 本件振動について

申請人が、平成21年8月14日～同月16日、申請人宅で自ら測定した振動のレベルレコーダーチャート(甲2の2)によれば、ほとんど50dB以下であったこと、本件測定調査での本件屋外機械を稼働させたパターン②及びパターン④における敷地境界の測定点Bでの振動レベル $L_{10}$ の測定結果によれば、最大で50dBであったことが認められ、被申請人店舗は振動規制法における特定工場等に該当しないものの、被申請人店舗が存する地域の特定工場等に適用される振動規制基準(昼間70dB, 夜間60dB)をいずれも下回ったことが認められる。

- (3) この点、申請人は、前記第4, 1(1)ウ①～⑤の事情を挙げて、本件測定調査の実施時において、本件屋内機械が稼働しておらず、本件測定調査では、本件屋内機械の稼働に伴う本件騒音等を測定していないとして、本件測定調査の結果を認めることはできないと主張する。

しかしながら、本件測定調査についての事実調査調書によっても、申請人が、本件測定調査の実施に立ち会った際、同①～③及び⑤の各事情を示すなどして、本件屋内機械が稼働していない旨の異議を述べたとの事情は認められない。

また、同④についても、三洋電機株式会社による騒音測定は、周囲温度32℃, 1m×1mの地点との測定条件は明らかであるものの、その他の具体的な測定条件は不明であること、三洋電機株式会社による分析結果は1オクターブバンド周波数分析を行ったのに対し、本件測定調査における分析は1/3オ

クターブ周波数分析を行ったことが認められるから、本件測定調査の結果と三洋電機株式会社による騒音測定の結果は、単純な比較により音圧レベルの高低を論ずることはできないと言わざるを得ない。

そして、証拠（乙1～3，参考人X）によれば、本件屋外機械は、ユニットクーラーである本件屋内機械内で気化した冷媒（R22）を本件屋外機械内の圧縮機（コンプレッサー）で圧縮することにより液化して再び本件屋内機械に送り、液化する際に発生する熱をファンが附属する凝縮器で逃がす機能を有する室外機であって、本件屋内機械の稼働と連動して稼働するものであることが認められる。

そうだとすると、本件測定調査において本件屋外機械を稼働させたパターン②及びパターン④では、本件屋内機械もこれに連動して稼働していたものと認められるのであり、この点についての申請人の主張に理由はない。

- (4) さらに、申請人は、本件騒音等が発生していることについて、平成20年9月以降において、申請人宅内のドアガラスがカタカタと振動した旨の供述をする。しかしながら、本件証拠を精査しても、申請人宅内のドアガラスがカタカタと振動したことを示す客観的な証拠はなく、また、前記(2)ア(イ)、同(ウ)のとおり認められる程度の本件低周波音及び前記(2)ウのとおり認められる程度の本件振動により、申請人宅内のドアガラスがカタカタと振動が発生することを認めるに足りる客観的な証拠もない。よって、この点に関する申請人の供述は採用することができない。

なお、申請人は、被申請人が、平成21年7月28日から同年12月4日までの間のいずれかのときに、本件屋外機械の一部又は全体を別のものに取り替えたことを主張するが、本件証拠を精査しても、本件屋外機械の一部又は全部を取り替えたことや、上記時期より前において健康被害が生じる程度に本件騒音等が発生していたことを示す的確な証拠はない。また、申請人は、本件屋外機械が三洋電機株式会社製UF-20ではなく、本件屋内機械がタカギ冷機株式会

社製RM-330SHではないと主張するが、上記(2)のとおり、本件測定調査の結果等により本件騒音等の程度を客観的に認めることができるのであり、本件各機械の製造者及び型番の違いは、本件の結論を左右するものではなく、かかる主張について特段判断を要しない。

- (5) 以上のとおり本件騒音等の程度が認められるところ、本件証拠を精査しても、前記(2)ア(ア)、同(イ)、同(ウ)のとおり認められる本件低周波音の程度によって申請人に健康被害が生じることを認めるに足りる的確な証拠はない。また、前記(2)イ、同ウのとおり認められる本件騒音及び本件振動の程度に照らせば、被申請人が、平成20年9月以降において、申請人に健康被害が生じる程度の本件騒音及び本件振動を発生させたとは認められず、本件証拠を精査しても、他にかかる事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

よって、被申請人が平成20年9月以降において、本件騒音等を発生させ、これにより申請人に睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り及び耳鳴りがひどいときの吐き気の各健康被害が発生したとの申請人の主張には理由がなく、採用することができない。

## 2 結論

よって、争点2について判断するまでもなく、本件申請には理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成22年6月7日

公害等調整委員会裁定委員会

裁 定 委 員 長 辻 通 明



裁定委員 磯 部 力

裁定委員 小 玉 喜 三 郎

